

## 身に覚えのない料金の請求など 不審なメールにご注意ください

令和3年2月1日更新

1月26日（火）、福知山市に居住する高齢者の携帯電話に「契約料金の未納に関するご連絡です。至急本日中にセンター迄ご連絡ください。」等と記載されたショートメールが届いた。記載された番号に電話をしたところ、個人被害救済センターを名乗る男から、「契約料金が未納になっています。国の税金で返金される救済補償があります。補償を受けるために一旦お金を納めてもらう必要があります。コンビニで電子マネーカードを購入して番号を教えてください。」等と言われた。

高齢者は、男に指示されたとおりに電子マネーカードを購入し、カード番号を男に伝えた。

### ■被害に遭わないために ～防犯のポイント～

- ・「料金未納」など身に覚えのないメールを受信しても、メールに記載されている問い合わせ先には、絶対に電話をしないでください。
- ・電子マネーカードを購入するように指示されたり、身に覚えのない請求のメールが届いた場合は、詐欺を疑い、家族や警察に相談してください。

### ■不審者や不審車両を見かけたら、110番！

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| ・ 福知山警察署             | ☎0773-22-0110 |
| ・ 警察総合相談室            | ☎#9110        |
| ・ 福知山市消費生活センター（市民課内） | ☎0773-24-7020 |
| ・ 消費者ホットライン          | ☎188          |